

やりました

一議長(高橋千春) 日程第十二契約締結について議案第八十三号を議題に供します。事務局長を以て議案の朗読をいたします。

一事務局長(金子国利) 朗読

一議長(高橋千春) 理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(篠崎俊夫) 議案第八十三号契約締結について即説明申し上げます。本件に



つぎを申し上げます。天月の議会に於いて頭下即ち解を功願に申し上りて取りました。さらに第一小学校の防音工事の施行管理は本築記載の通り古賀小林一政建築事務所にて委託する事にいたしました。これは必要が委託料の予算は過日の議案で建築費予算総額の三.五%にあたり三億二千七百一十円の功願をいたした。この件につきましては、この後、この交渉を重ねました結果、町独自で施行いたします三教室分の建築費に、この約九十五坪にござい、ます。これは町財政も苦しい、このこと、この無料に奉仕しても、このことに話があることになりました。この結果、予算よりも二千万円多く、本築記載のようが二百九十八万二千円、正

式に契約を締結いたしました。本築を提出した次第でございます。よろしく功願いたします。

一議長(高橋千春) これはより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春) これはより質疑は終結いたしました。

一議長(高橋千春) 何かあります。議案第八十三号は原案通り決すかに御異

議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は原案通り可決いたします。

一議長(高橋千春) 日程第十三契約締結について議案第八十三号を議題に供します。

事務局長より議案の朗読をいたします。

一事務局長(金子国利) 朗読

一、議長(高橋平春)理事者より提案理由の説明を求めます。

一、助役(川窪金彦)議案ヲ八十三号契約締結に付し御説明申し上げます。三三に記載
してあります通り、その個所として、米通りの配水パイプがございまして、それが破れ
まゐり、配水管の埋設工事をしたすわけがあります。が、それによつて現在中央部一本百
本の配水管が通入、あつたパイプがございまして、その米通りを都の単独パイプで二
とに分け入ります。が、おだめの実施予算は、これになります。もう一つのこと
は、ありまして、これは先行して、配水管を埋設したところ、~~ある~~^{存じ}ます。要す
るに今後米通りが本舗装になり、すると給水にしてもらう、という所に中央
の管から、ミスターを出すわけには、いかんせん、このパイプを四方に二本の管にした
しまして、埋設したところ、入ります。もう一つは、現在の内側の
新道から熊野橋が上ったところまで、パイプがございまして、が、さらに
の所から福生駅前の道路までのところに、両側に二本の配水管を埋設したところ、
延長が二百六十センチメートル、というわけになる、であります。八月六日には、社に
入札したところ、三百五十万円、新生改修さんの入札も、今後契約を結ぶ
あたり、このパイプがあります。なにこれ、即可決あらう、ことを所願いたします。付け
加へ、入札しますところ、それは、新しい補償金、現~~在~~^在一本入りの、あつたものを、出
し、舗装するわけですが、それが、百八十四千七百二十円、という金額が、都の方から
補償されることになる、入ります。そのパイプ、即ち、所願いたしております。

一、張長（高橋）平春、二、永より買収を行、す。

一、土庫（大久保）即ち説明はよくわかります。が両方に百粒の管を入れたら、この二
とトすが将来を考へて「百粒」が「五粒」か「三粒」か、どのくらいあるか、何年たて
人々がふたの「百五十粒」に「五粒」か「三粒」か、どのくらいあるか、何年たて
たうた、といふことがあつた。この「五粒」か「三粒」か、どのくらいあるか、何年たて
ほかの給水関係と「五粒」か「三粒」か、どのくらいあるか、何年たて
一助役（~~藤田俊光~~）に「五粒」か「三粒」か、どのくらいあるか、何年たて
わけです。が「五粒」といふことも考えられ、わけです。従つて現在の配

武學正

一、議長(高橋平春)理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(川窪金彦)議案ヲ八十三号契約締結にツイ御説明申上げます。三に記載
レあります通り、その箇所をレは栄通りの配水パイプが、ありますがパイプに破れ
オレ、配水管の埋設工事をソだすわけ、ありませんが、パイプに現在中央部一本百
米の配水管が通入、そのパイプが、ありますがこの米通りを都の単独パイプで二
とにばる、ありますすが、おそれ、実施予算は、ツイありません。もう、うこと
、であり、オレ、パイプに先行、オレ、~~配水管~~^{パイプ}を埋設、ソした、と、~~要~~^{存じ}ます。要す
かに今後栄通りが本舗装になりますと、給水にレ入らう、た、という時に中央
の管から、引き出すわけには、ソ、ません、パイプを両方に二本の管に、ソた
し、オレ、埋設、ソした、と思、え、あります。もう、ソした、オレ、現在の内側の
新道から、能心野橋から上ったところ、パイプが入り、そのパイプが、さらに、ガ
の所から福生駅前の道路まで、この二つに両側に二本の配水管を埋設、ソした、と、説
延長が、千二百六十三、ニ米、というわけになる、パイプであり、オレ、八月六日には、社に入



水状湯から言いますとこの自給管は十分であり今後の人増といふこと
を考へた時に何等かの不安があるわけですが、まずかゝつた時に私
どもと申しました。本年度から第三水道拡張工事を考へておられるの
ります。それによつて大の区画整理をやるお方とこの上の団地に浄水場を
設けたい。それから区画整理をするの、二つ上の浄水場も築をするか
いふ方に考へていふ人の間では築を考へておられます。現在や
つておられます給水の配水管が二つあります。二つは自給をほとんど使つてお
り、上五五十給といふところは浄水場から自給管に通ずる間だけは現在の給水
は十分賄ふといふ方に考へておられます。お方は第一二つあります。

一議長(高橋千春) ほかにもあります。か。

(異議なしと仰ぶ者あり)

一議長(高橋千春) これは入質を給したります。

一議長(高橋千春) ほかにもあります。議案第八十三号は原案通り決すかに御異議あ



りません。

(異議なしと仰ぶ者あり)

一議長(高橋千春) 御異議なしと決めます。よう議案第八十三号は原案通り決すかに御異議あ

し。

一議長(高橋千春) 議案第八十三号は在日朝鮮公民の祖国往來に関する諸願書請願第四号

を議題に供します。本件に關するは紙制委員会に審査を付したいあります。

委員長から報告を願います。

一十八番(石川信義) 御指名により報告いたします。件名は在日朝鮮公民の祖国への

往來に関する諸願。請願第四号委員会付託。昭和十八年八月二十日。日。二
日。福生町議会定例会に於いて。紙制委員会に付託。委員会開議日。昭和十八
年八月二十日。午前九時。紙制委員会に付託。件名は在日朝鮮公民の祖国への
往來の結果左記理由により不採択と決定した理由。人道と人権尊重の正
場から諸願の主旨を述べたが、これと本問題に關するは國と國との問題に



あり国交回復を中かた三がも秋やあかといひ三ノ現段階に於てハ意見書
を提出する時期に至るハソレハ、この結論に達した右の通り報告いたします。
りしく御審議を願います。

一議長(高橋不登) 承より委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋不登) 次に入質疑を終結いたします。

一議長(高橋不登) 功なりいたします。諸君より委員長の報告の通り決する
に御異議ありやせんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋不登) 御異議なしと認めます。より諸君より委員長の報告の通り
り可決いたします。

一議長(高橋不登) 日程第十五国道十六号に通行する国道処置に関する諸君の
質疑を議題に供します。本件について建設委員会に審査を付託しあり

ます。ハ委員長より報告を願います。

一主審(中田虎蔵) 御審議ありやせんか。ハ諸君より委員長の報告をさへいたさ
ます。ハ又国道十六号に通行する国道処置に関する諸君の質疑を願います。委員会
付託日昭和三十一年八月二十日。又同日福生町議会定例会に於て付託された同
題について。委員会開催日昭和三十一年七月十一日午後三時より本委
員会に付託された諸君の質問にハ慎重審査の結果左の意見を付しハ採決の上
執行機関に送付するものと決定いたしました。意見書として申し上げます。諸君
の主旨を尊重し補助道十六号線より国道十六号線に通行する新設道路を早
期敷設されたハ右の通り報告いたします。ハ又理事者又委員の方々が
現地視察をし御審議いたしましたハ即ち承認したと思えます。

一議長(高橋不登) 承より委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋不登) 功なりいたします。諸君より委員長の報告の通り決するに御異



一 三番(中田虎蔵)御指図がありおしりのハ報告いたしました。道路舗装の請願でございます。
 委員会は昨日昭和三十一年六月二十一日第二回臨時議事会におきまして
 改委員会に付託されたものハつぎです。委員会は昨日昭和三十一年
 六月二十一日午後五時より委員会に付託された請願について慎重審査の結果更
 見を付し採決の上執行機関に送付すべきものを決定いたしました。意見とし
 て都市計画部路二二二柳通りの施行を促進し周辺の排水計画を樹立し
 同破損箇所等の補修を行うことより以上報告いたします。以上について
 理事者を以ての委員の方々に原案を視察いたしました。排水計画も優劣あり
 のハ付図ありかと思ふあります。よろしく御裁願いたします。

一 議長(高橋 千春)より委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑なしと認むるあり)

一 議長(高橋 千春)より質疑を終結いたします。

一 議長(高橋 千春)より付託の請願について委員長報告の通り決すかに

(御質疑ありません)

(質疑なしと認むるあり)

一 議長(高橋 千春)御質疑なしと認めます。より請願第八号は委員長報告の通り決

す。

一 議長(高橋 千春)日程第十八号は請願第五号は議題に供します。本

件について厚生委員会に審査を付託しております。ハ委員長より報告願

います。

ハ 六番(村野 弘)御指図によりおしり審査報告をいたします。ハ 保育園設立請

願者請願第八号ハつぎです。委員会は昨日昭和三十一年六月二十日

第二回臨時議事会におきまして厚生委員会に付託された請願を昨日

昭和三十一年六月二十日午前九時本委員会に付託された請願についてハ

慎重審査の結果意見を付し執行機関に送付すべきものを決定いたしました。意見

として熊川地区に設置するこは特に必要と認められハのハ理事者を以てハ研究

一可長(續)古蹟(或)早朝より長時間にわたりおしへ慎重なる御審議をいたした
 さまおしへ御提案申し上げた議案に對しおしへ御議決をいたした
 わけであります。十分この御意見も採録いたしましたかへきわけだけ
 あつた方面に実現を期しおしへ進めたこと考へ入っております。今後とも
 よりしく御協力をお願い申し上げます。

議長(高橋千春)おしへもあつて、昭和三十一年第五回福生町議会臨時会を開
 会いたします。長時間御協力いただきおしへありがとうございます。つぎ、おしへた。

午後 十時八分

右会議の次第中書記 市川昭利の記載したもののべあつかひの内
 容の正確なることを証すためここに署名する。

昭和三十一年八月十五日

福生町議会議長 高橋千春

議員 市川昭利

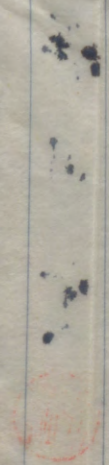
福生町議会

議員 大久保一利

議員 市川実

昭和三十一年 九月二十五日

第六回 福五町議会議臨時会之議錄



昭和三十一年九月二十五日第六回福生町議会臨時会記録

昭和三十一年九月二十五日第六回福生町議会臨時会を福生町役場会議室に招き

以下

一 出席議員の通りである。

一番 中村国太郎 番田 傳 番大脚行久 番有藤 傳

番川辺忠哉 番行野弘 番細瀬晋一 番上石 浩吉

番岸 茂 番所本 尚雄 番大久保一 郎 番塚川 実

番林 幸男 番加藤 清一 番延本 益天 番高崎 豊吉

番小堺 仁一 番石川 信茂 番神野 藤操 番塩野 鉄三郎

番大沼 喬伍 番中西 虎蔵 番田村 匡雄 番高橋 千春

一 不出席議員の通りである。

不出席議員なし

一 出席議員の通りである。